３文科施第１８４号
令和３年８月１８日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長　殿
各大学共同利用機関法人機構長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房長
増子　宏

令和３年７月１日からの大雨における被災地域の復旧・復興に向けた
文部科学省関係の支援施策について（通知）

令和３年７月１日からの大雨は、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害を発生させ、道路やガス、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に大きな被害をもたらしました。これまで文部科学省では、「被災地の学校において教育活動を実施する際の留意点等について」（令和３年７月８日付け事務連絡）を発出し、様々な取組をお願いするとともに、支援してきたところです。

緊急に対応すべき施策については、政府の令和３年７月１日からの大雨被災者生活・生業再建支援チームにおいて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、「令和３年７月１日からの大雨に係る支援策とりまとめ」が７月30日に取りまとめられました。（参考）

文部科学省としては、被災地域の復旧・復興に向けた支援として

①被災地における学習・就学支援、修学機会の確保、心のケア

②学校施設、文化財等の災害復旧事業の支援

等に取り組むこととしています。具体的な支援施策は別添のとおりです。御不明な点等あれば、別添の各支援施策の担当課までお問い合わせください。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学長にお

かれては、その管下の学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、必要に応じて周知していただくようお願いします。

（参考）令和３年７月１日からの大雨に係る支援策とりまとめ
http://www.bousai.go.jp/updates/r3_07ooame/r3_07ooame/pdf/210730_ooame.pdf

（本件連絡先）　大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付 企画係・防災調整係
電話　03-5253-4111（内線 2319）

（別添）

令和3年7月1日からの大雨における被災地域の復旧・復興に向けた文部科学省関係の支援施策

①被災地における学習・就学支援、修学機会の確保、心のケア

施策名	施策概要	担当課	電話番号
教職員加配	令和3年7月1日からの大雨に伴う被災児童生徒に対する学習支援等を行うため、公立学校への教職員定数の追加措置を行う。 （義務教育費国庫負担金（補助率1/3）等による措置）	初等中等教育局 財務課	03-6734-2038
学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の追加配置	令和3年7月1日からの大雨に伴う被災児童生徒に対する学習支援や教員の負担軽減等を行うため、公立学校への学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の追加配置に必要な経費を支援。 （補助率1/3）	初等中等教育局 財務課	03-6734-3704
スクールカウンセラー等の派遣	被災した児童生徒の心のケア等を行うため、公立学校へのスクールカウンセラー等の追加配置に係る経費を支援する。（補助率：1/3）	初等中等教育局 児童生徒課	03-6734-3299
小・中学生の就学援助	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助。	初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム	03-6734-4671
公立高等学校等に在学する生徒に対する家計急変への支援	地方公共団体が公立高等学校等に在学する生徒に対する家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置に要した経費を支援する。 （補助率） ・公立の高校等、私立の高等専門学校等　1/2 ・国立高校等、国立高専、海上技術学校　10/10	初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム	03-6734-3170
高校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）	都道府県が低所得世帯への支援として実施する奨学給付金事業について、家計が急変した場合も補助対象とし、国がその経費を支援する。（補助率1/3）	初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム	03-6734-3170
国立大学法人授業料等免除	被災した国立大学の学生の修学機会の確保(各大学が被災学生を対象に行う独自の授業料等免除の実施に必要な経費を支援)	高等教育局 国立大学法人支援課	03-6734-3324
国立高等専門学校授業料免除	被災した国立高等専門学校の学生の修学機会の確保(年間授業料相当額を支援)	高等教育局 専門教育課	03-6734-3347
独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用及びJASSO災害支援金の支給	災害救助法の適用地域及びそれに準じる地域で被災した学生・生徒の修学機会の確保	高等教育局 学生・留学生課	03-6734-3051
高等教育の修学支援新制度	家計が急変し修学が困難となった学生等を対象に、随時申込みを受付け、家計急変後の所得による支援対象者の判定を実施し、修学機会を確保する。	高等教育局 学生・留学生課	03-6734-3495
教育の質の向上を図る学校支援経費（教育相談体制の整備）	都道府県が私立高等学校等におけるスクールカウンセラー等の活用について助成を行う場合、その一部を補助	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2547
私立高等学校等への授業料減免等支援	被災し家計急変となった生徒等への授業料減免支援（都道府県が要した経費の一部を補助）	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2547
私立大学等への授業料減免等支援	被災した私立大学等の学生の修学機会の確保（大学等による授業料減免事業に係る所要額の一部を補助）	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2028

②学校施設、文化財等の災害復旧事業の支援

施策名	施策概要	担当課	電話番号
国立大学法人等災害復旧事業	被害を受けた国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構）の施設の災害復旧事業に要する経費（定額）を補助する。	大臣官房 文教施設企画・防災部 計画課	03-6734-2299
国立大学法人等設備災害復旧	災害により被害を受けた国立大学等の教育研究設備の復旧に必要な経費を支援	高等教育局 国立大学法人支援課	03-6734-3339
国立高等専門学校設備災害復旧	被害を受けた国立高等専門学校の教育研究設備の復旧	高等教育局 専門教育課	03-6734-3347
公立学校施設災害復旧事業	被害を受けた公立学校施設の災害復旧事業に要する経費の3分の2（離島等の場合は5分の4）を補助する。	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）	03-6734-3036
（激甚災害に指定され一定の条件を満たす場合） 私立学校施設災害復旧事業	激甚災害に指定され、一定の条件を満たす場合、災害によって被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業（法律補助）等について、設置者に対し補助を実施	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）	03-6734-2326
（激甚災害に指定され一定の条件を満たす場合） 私立専修学校等災害復旧事業	激甚災害に指定され、一定の条件を満たす場合、学校法人及び準学校法人が設置する専修学校の令和3年7月1日からの大雨に伴う災害復旧に要する経費の2分の1を補助する。	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）	03-6734-2326
（激甚災害(本激)に指定され一定の条件を満たす場合） 公立社会教育施設災害復旧事業	激甚災害（本激）に指定され、一定の条件を満たす場合、当該災害により被害を受けた、特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館、文化施設、体育館、運動場、水泳プール等）の災害復旧事業において、法律等に基づき、補助事業に要する経費の2／3を補助。	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）	03-6734-2328
被災文化財の災害復旧	国指定等文化財の所有者等に対し、令和3年7月1日からの大雨により被害を受けた国指定等文化財を確実に後世へ継承するために、早急に保存・修復等の措置を講じる。（災害復旧事業については、通常の補助率に20%を加算（上限85%））	文化庁 文化資源活用課	03-6734-2871